

岩手県市町村総合事務組合規程第2号（令和4年8月30日公布）

市町村議会の議員その他非常勤の職員の補償請求書等の様式に関する規程の一部を改正する規程

市町村議会の議員その他非常勤の職員の補償請求書等の様式に関する規程（平成元年岩手県市町村総合事務組合規程第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>別記様式第21号</p> <p>(略)</p> <p>[注意事項]</p> <p>1 この申請書には、次に掲げる書類を添付すること。ただし、この申請書の提出前に既に組合に提出されたものと重複するものについては、添付する必要はないこと。</p> <p>(1) 在学者等（小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部の<u>在学者</u>を除く。）の在学又は在<u>校</u>を証明する書類（<u>公共職業能力開発施設又は職業能力開発総合大学の在学者にあつては、訓練課程の種類及び訓練期間を証明することができるものであること。</u>）</p> <p>(2) 申請者と在学者等とが生計を同じくしていることを認めることのできる書類</p> <p>(3) 在学者等が職員の死亡の当時その収入によって生計を維持していたことを認めることのできる書類</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>別記様式第21号</p> <p>(略)</p> <p>[注意事項]</p> <p>1 この申請書には、次に掲げる書類を添付すること。ただし、この申請書の提出前に既に組合に提出されたものと重複するものについては、添付する必要はないこと。</p> <p>(1) 在学者等（小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部の<u>在校者</u>を除く。）の在学又は<u>在校</u>を証明する書類</p> <p>(2) <u>専修学校の在学者にあつては、修業年限を証明することができる書類、公共職業能力開発施設又は職業能力開発総合大学の在学者にあつては、訓練課程の種類及び訓練期間を証明することができる書類、公共職業能力開発施設に準ずる施設において教育訓練等を受ける者にあつては、当該教育訓練等の内容を証明することができる書類（ただし、これらの書類が(1)に掲げる書類と兼ねることができる場合は、この限りでない。）</u></p> <p>(3) 申請者と在学者等とが生計を同じくしていることを認めることのできる書類</p> <p>(4) 在学者等が職員の死亡の当時その収入によって生計を維持していたことを認めることのできる書類</p> <p>2・3 (略)</p>

改正前	改正後				
別記様式第24号 (略)	別記様式第24号 (略)				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="188 389 416 1756"> 5 添付書類 </td> <td data-bbox="421 389 783 1756"> <input type="checkbox"/> 在学証明書等（小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部の<u>在学者</u>を除く。） <input type="checkbox"/> 報告者と在学者等が生計を同じくしていることを認めることのできる書類 </td> </tr> </table>	5 添付書類	<input type="checkbox"/> 在学証明書等（小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部の <u>在学者</u> を除く。） <input type="checkbox"/> 報告者と在学者等が生計を同じくしていることを認めることのできる書類	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="826 389 1054 1756"> 5 添付書類 </td> <td data-bbox="1059 389 1422 1756"> <input type="checkbox"/> 在学証明書等（小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部の<u>在学者</u>を除く。） <input type="checkbox"/> <u>専修学校の在学者にあっては、修業年限を証明することができる書類、公共職業能力開発施設又は職業能力開発総合大学の在学者にあっては、訓練課程の種類及び訓練期間を証明することができる書類、公共職業能力開発施設に準ずる施設において教育訓練等を受ける者</u>にあっては、当該教育訓練等の内容を証明することができる書類（ただし、これらの書類が在学証明書等と兼ねることができる場合は、この限りでない。） <input type="checkbox"/> 報告者と在学者等が生計を同じくしていることを認めることのできる書類 </td> </tr> </table>	5 添付書類	<input type="checkbox"/> 在学証明書等（小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部の <u>在学者</u> を除く。） <input type="checkbox"/> <u>専修学校の在学者にあっては、修業年限を証明することができる書類、公共職業能力開発施設又は職業能力開発総合大学の在学者にあっては、訓練課程の種類及び訓練期間を証明することができる書類、公共職業能力開発施設に準ずる施設において教育訓練等を受ける者</u> にあっては、当該教育訓練等の内容を証明することができる書類（ただし、これらの書類が在学証明書等と兼ねることができる場合は、この限りでない。） <input type="checkbox"/> 報告者と在学者等が生計を同じくしていることを認めることのできる書類
5 添付書類	<input type="checkbox"/> 在学証明書等（小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部の <u>在学者</u> を除く。） <input type="checkbox"/> 報告者と在学者等が生計を同じくしていることを認めることのできる書類				
5 添付書類	<input type="checkbox"/> 在学証明書等（小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部の <u>在学者</u> を除く。） <input type="checkbox"/> <u>専修学校の在学者にあっては、修業年限を証明することができる書類、公共職業能力開発施設又は職業能力開発総合大学の在学者にあっては、訓練課程の種類及び訓練期間を証明することができる書類、公共職業能力開発施設に準ずる施設において教育訓練等を受ける者</u> にあっては、当該教育訓練等の内容を証明することができる書類（ただし、これらの書類が在学証明書等と兼ねることができる場合は、この限りでない。） <input type="checkbox"/> 報告者と在学者等が生計を同じくしていることを認めることのできる書類				
<p>[注意事項]</p> <p>1 (略)</p> <p>2 この報告書には、次に掲げる書類を添付すること。ただし、年金たる補償の受給権者の定期報告に添付する書類と重複するものについては、添付する必要はないこと。</p>	<p>[注意事項]</p> <p>1 (略)</p> <p>2 この報告書には、次に掲げる書類を添付すること。ただし、年金たる補償の受給権者の定期報告に添付する書類と重複するものについては、添付する必要はないこと。</p>				

改 正 前	改 正 後
<p>(1) 在学者等（小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部の<u>在学者</u>を除く。）の在学又は在<u>校</u>を証明する書類（公共職業能力開発施設又は職業能力開発総合<u>大</u>学校の在<u>校者</u>にあつては、<u>訓練課程の種類及び訓練期間</u>を証明することができるものであること。）</p> <p>(2) 報告者と在学者等が生計を同じくしていることを認めることのできる書類</p>	<p>(1) 在学者等（小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部の<u>在</u>校者を除く。）の在学又は<u>在</u>校を証明する書類</p> <p>(2) 専修学校の在学者にあつては、<u>修業年限を証明することができる書類、公共職業能力開発施設又は職業能力開発総合大</u>学校<u>の在学者にあつては、訓練課程の種類及び訓練期間を証明することができる書類、公共職業能力開発施設に準ずる施設において教育訓練等を受ける者にあつては、当該教育訓練等の内容を証明することができる書類</u>（ただし、これらの書類が(1)に掲げる書類と兼ねることができる場合は、<u>この限りでない。</u>）</p> <p>(3) 報告者と在学者等が生計を同じくしていることを認めることのできる書類</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規程は、公布の日から施行する。